

資料 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

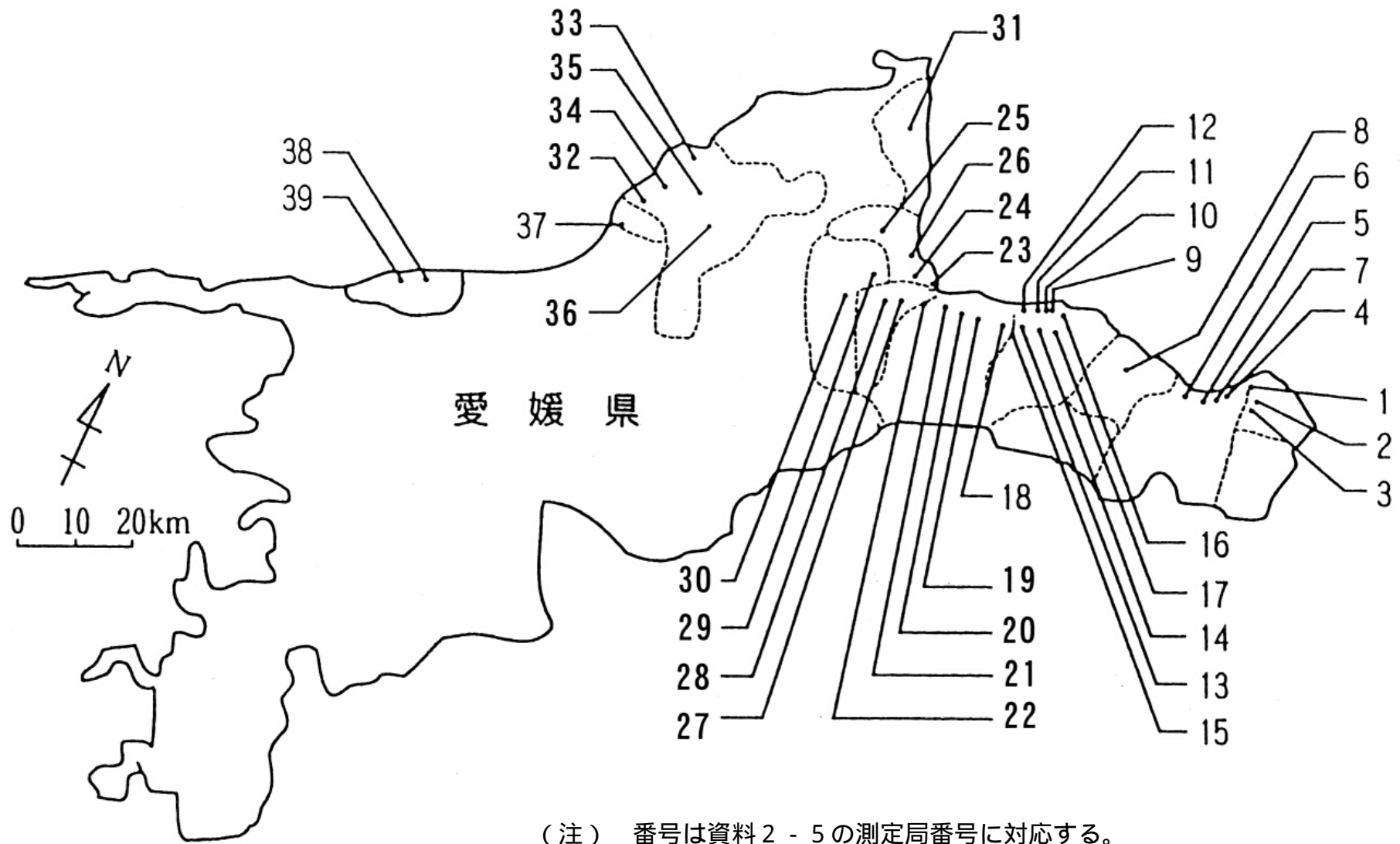
物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月	同 上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月	同 上
備考	この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

資料 2 - 3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(1日を8時間に3区分した各区分の平均値)が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考	1 短期的評価は、測定を行った日又は時間について評価する。 2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。 3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日(有効測定日)を対象とする。 4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。(365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる7日分(小数点以下四捨五入)を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番目の値となる。)	

物質	環境基準による評価方法
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
備考	二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行い、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値(20時間以上測定の日を対象とする。)の低い方から98%に相当する日平均値をいう。(365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分(小数点以下四捨五入)の日平均値の最高値であり、358日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。)

資料 2 - 4 大気汚染常時監視測定局配置図



資料2 - 5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市 町	番号	局 名	項目数	SO ₂	SP	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	OX	THC	CH ₄	NMHC	CO	HF	TM	
川之江市	1	吉祥院	4	○		○	○	○														○
	2	金生	4	△		△	△	△														○
	3	川之江	11	△		△	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
伊予三島市	4	工業用水池	4	△		△	△	△														○
	5	旧県事務所	4	○		○	○	○														○
	6	寒川	4	△		△	△	△														○
	7	伊予三島	9				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
土居町	8	土居	4	○		○	○	○														○
新居浜市	9	北小松原	4	△		△	△	△														○
	10	金子	14	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	11	新居浜工高	4	○		○	○	○														○
	12	若宮	4	△		△	△	△														○
	13	金子山	1						○													○
	14	中村	11	○		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
	15	大生院	4	△		△	△	△														○
	16	高津	8				△	△						△	△	△	△	△	△			○
17	泉川	8				△	△						△	△	△	△	△	△			○	
西条市	18	飯岡	4	○		○	○	○														○
	19	西条	11	○		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
	20	神拝	4	○		○	○	○														○
	21	禎瑞	4	△		△	△	△														○
22	氷見	4	△		△	△	△														○	
東予市	23	広江	4	△		△	△	△														○
	24	東中学校	4	△		△	△	△														○
	25	北保育所	4	○		○	○	○														○
26	東予	11	△		△	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○	
小松町	27	小松中学校	4	△		△	△	△														○
	28	石根	4	○		○	○	○														○
丹原町	29	丹原	4	○		○	○	○														○
	30	来見	4	△		△	△	△														○
今治市	31	今治	3	△			△	△														
松山市	32	富久町	10	△		△	△	△					△	△	△	△	△	△				△
	33	和気	6	△		△	△	△					△	△								△
	34	味生	6	△		△	△	△					△	△								△
	35	本町消防	1																	△		△
	36	久米	12	△		△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△		△
松前町	37	松前	4	○		○	○	○														
長浜町	38	大屋	4	○		○	○	○														
	39	港務所	4	△		△	△	△														
合 計			218	34	0	33	38	38	2	1	1	1	12	12	10	10	10	10	7	1	36	

SO₂: 二酸化硫黄 WD: 風向 H: 湿度 NO: 一酸化窒素 THC: 総炭化水素 CO: 一酸化炭素
 SP: 浮遊粉じん WV: 風速 SS: 日射量 NO₂: 二酸化窒素 CH₄: メタン HF: 弗化水素
 SPM: 浮遊粒子状物質 T: 温度 AP: 気圧 OX: 光化学オキシダント NMHC: 非メタン炭化水素 TM: テレメータ

○: 県設置
 △: 市町設置

資料 2 - 6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果 (平成12年度)

市町名	道 路 名	測定結果(単位:ppm)	
		1時間値の最低値～最高値	日平均値
川之江市	県道川之江大豊線	0.3～1.4	0.7
伊予三島市	国道11号	0.4～1.9	0.8
新居浜市	〃	0.3～1.8	0.7
西条市	〃	0.3～1.2	0.5
東予市	県道壬生川丹原町線	0.3～1.3	0.7
今治市	国道196号	0.4～0.9	0.6
北条市	県道湯山北条線	0.3～1.4	0.6
砥部町	国道33号	0.3～2.3	0.9
伊予市	国道56号	0.2～0.9	0.3
大洲市	〃	0.3～6.1	1.4
八幡浜市	国道197号	0.3～1.0	0.5
宇和島市	国道56号	0.2～2.5	0.7

資料 2 - 7 一酸化炭素測定結果

(平成12年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
川之江市	川之江	未	354	8523	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.3	0.8	0.6	○	0
伊予三島市	旧県事務所	住	352	8480	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.9	0.7	○	0
新居浜市	中村	未	365	8667	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5.4	1.1	0.9	○	0
西条市	西条	住	357	8509	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.8	1.0	0.8	○	0
東予市	東予	住	363	8636	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	0.7	○	0
松山市	本町消防	商	351	8363	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.8	2.1	1.9	○	0
	久米	商	284	7092	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.8	1.2	1.0	○	0

資料 2 - 8 降下ばいじん測定結果

(平成12年度)

市名	測定地点	用途地域	年平均値 (トン/km ² /月)
川之江市	上分小学校	未	2.7
	金生公民館	住	3.4
	浜田公会堂	工	4.1
	金 沢	未	3.7
	妻 鳥	住	3.5
伊予三島市	旧県事務所	住	2.3
	松柏小学校	住	3.7
	工業用水池	住	3.2
	寒川小学校	未	2.5
	乾公園	準工	3.3
新居浜市	新居浜工高	住	2.7
	金子小学校	住	2.6
	惣開公民館	住	4.4
	泉川公民館	住	3.7
西条市	神 拝	住	3.1
今治市	今治地方局	商	2.8
	常磐小学校	住	1.8
	枝堀児童館	住	1.9
松山市	富久町	未	1.7
	和 気	未	1.7
	味 生	住	1.4

資料 2 - 9 平成12年度有害大気汚染物質調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	新居浜市	菊間町	宇和島市	環境基準値
	平均値	平均値	平均値	年平均値
ベンゼン	2.4	1.5	2.6	3
トリクロロエチレン	0.069	0.056	0.043	200
テトラクロロエチレン	0.13	0.12	0.1	200
ジクロロメタン	1.2		0.67	150
クロロホルム	0.28		0.12	
1,2-ジクロロエタン	0.56		0.08	
ホルムアルデヒド	3.3		1.8	
アセトアルデヒド	2.3		1.6	
ニッケル化合物	0.012		0.0024	
ベリリウム化合物	0.000048		0.000037	
マンガン化合物	0.028		0.014	
クロム化合物	0.005		0.0027	
ヒ素及びその化合物	0.0038		0.00069	
水銀及びその化合物	0.0037		0.0029	
ベンゾ[a]ピレン	0.00045		0.00067	

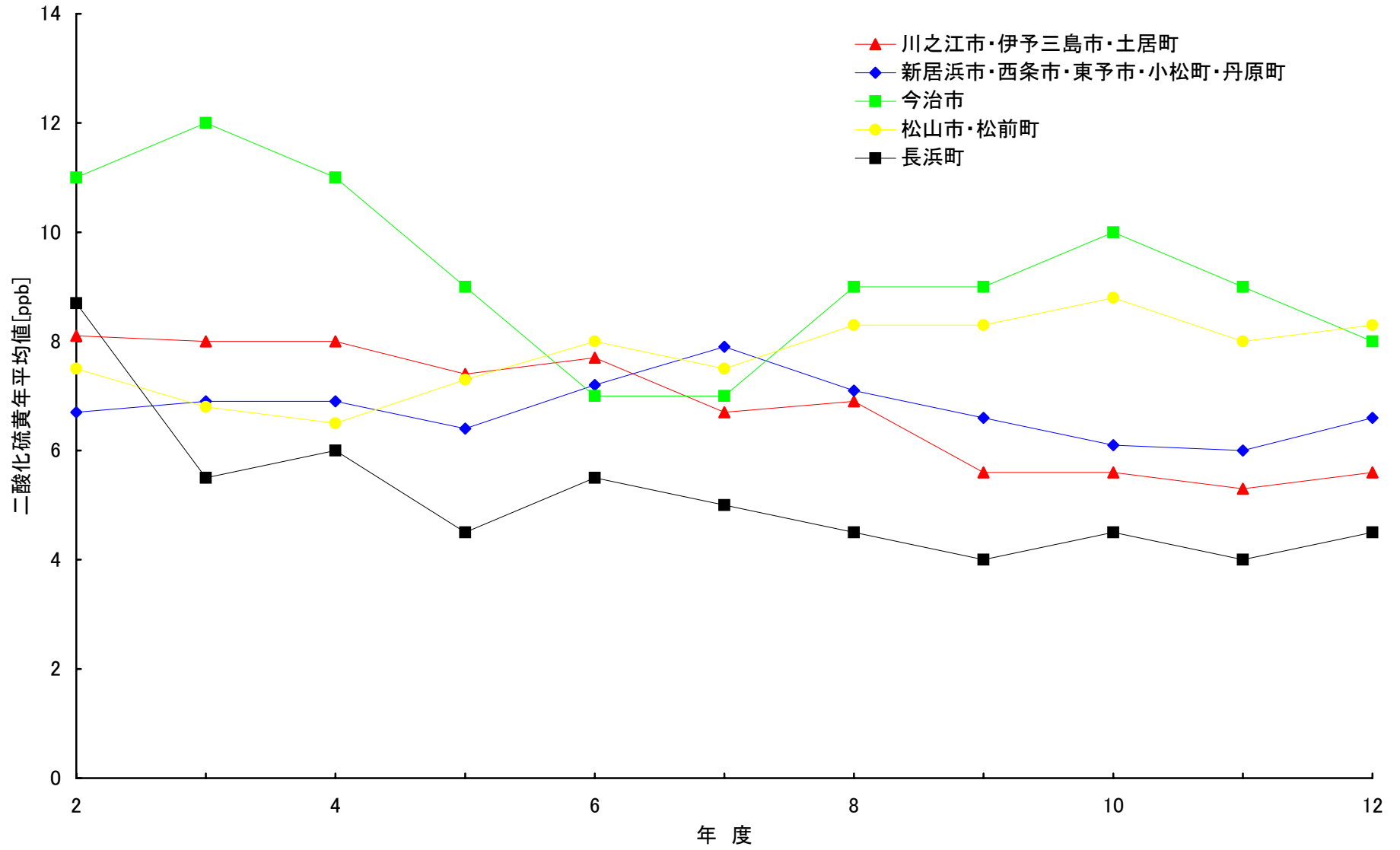
資料 2 - 10 二酸化硫黄測定結果

市町名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	測定機種
				(日)	(時間)		(ppm)	(時間)	(%)	(日)						
川之江市	吉祥院	86	商	365	8734	0.005	0	0.0	0	0.0	0.063	0.036	0.010	○	0	高感度型
	金生	86	住	362	8700	0.007	0	0.0	0	0.0	0.074	0.040	0.012	○	0	高感度型
	川之江	86	未	355	8569	0.009	0	0.0	0	0.0	0.067	0.036	0.018	○	0	高感度型
伊予三島市	工業用水池	86	住	356	8569	0.005	0	0.0	0	0.0	0.066	0.033	0.012	○	0	高感度型
	旧県事務所	86	住	363	8717	0.004	0	0.0	0	0.0	0.047	0.023	0.009	○	0	高感度型
	寒川	86	未	361	8643	0.004	0	0.0	0	0.0	0.055	0.022	0.011	○	0	高感度型
土居町	土居	100	未	360	8662	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.016	0.010	○	0	高感度型
新居浜市	北小松原	85	住	365	8731	0.008	0	0.0	0	0.0	0.047	0.025	0.015	○	0	高感度型
	金子	85	住	363	8708	0.006	0	0.0	0	0.0	0.047	0.016	0.013	○	0	高感度型
	新居浜工高	85	住	364	8722	0.010	0	0.0	0	0.0	0.069	0.025	0.018	○	0	高感度型
	若宮	85	住	362	8690	0.010	0	0.0	0	0.0	0.071	0.028	0.018	○	0	高感度型
	中村	85	未	363	8706	0.007	0	0.0	0	0.0	0.051	0.019	0.015	○	0	高感度型
	大生院	85	未	365	8726	0.007	0	0.0	0	0.0	0.059	0.018	0.015	○	0	高感度型
西条市	飯岡	85	未	362	8678	0.006	0	0.0	0	0.0	0.071	0.018	0.014	○	0	高感度型
	西条	85	住	355	8547	0.007	0	0.0	0	0.0	0.038	0.015	0.013	○	0	高感度型
	神拝	85	住	360	8660	0.007	0	0.0	0	0.0	0.040	0.019	0.015	○	0	高感度型
	禎瑞	85	未	365	8721	0.006	0	0.0	0	0.0	0.043	0.016	0.014	○	0	高感度型
	氷見	85	住	365	8726	0.007	0	0.0	0	0.0	0.040	0.017	0.014	○	0	高感度型
東予市	広江	87	未	365	8759	0.005	0	0.0	0	0.0	0.076	0.013	0.010	○	0	高感度型
	東中学校	87	未	365	8758	0.005	0	0.0	0	0.0	0.045	0.018	0.013	○	0	高感度型
	北保育所	87	未	364	8724	0.007	0	0.0	0	0.0	0.043	0.018	0.015	○	0	高感度型
	東予	87	住	364	8747	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.015	0.013	○	0	高感度型
小松町	小松中学校	87	住	365	8732	0.004	0	0.0	0	0.0	0.048	0.011	0.010	○	0	高感度型
	石根	87	未	365	8728	0.005	0	0.0	0	0.0	0.037	0.013	0.010	○	0	高感度型
丹原町	丹原	100	未	365	8727	0.006	0	0.0	0	0.0	0.065	0.020	0.014	○	0	高感度型
	来見	100	未	361	8646	0.007	0	0.0	0	0.0	0.049	0.018	0.015	○	0	高感度型
今治市	今治	84-2	住	365	8714	0.008	1	0.0	0	0.0	0.115	0.038	0.022	○	0	高感度型
松山市	富久町	84	未	365	8728	0.009	0	0.0	0	0.0	0.095	0.023	0.019	○	0	高感度型
	和気	84	未	356	8515	0.009	0	0.0	0	0.0	0.060	0.022	0.019	○	0	高感度型
	味生	84	住	363	8683	0.011	5	0.1	0	0.0	0.116	0.031	0.028	○	0	高感度型
	久米	84	商	287	7096	0.003	0	0.0	0	0.0	0.039	0.015	0.009	○	0	高感度型
松前町	松前	84	未	360	8666	0.007	2	0.0	0	0.0	0.117	0.022	0.013	○	0	高感度型
長浜町	大屋	100	未	319	7674	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.012	0.010	○	0	高感度型
	港務所	100	未	348	8419	0.005	0	0.0	0	0.0	0.033	0.016	0.009	○	0	高感度型

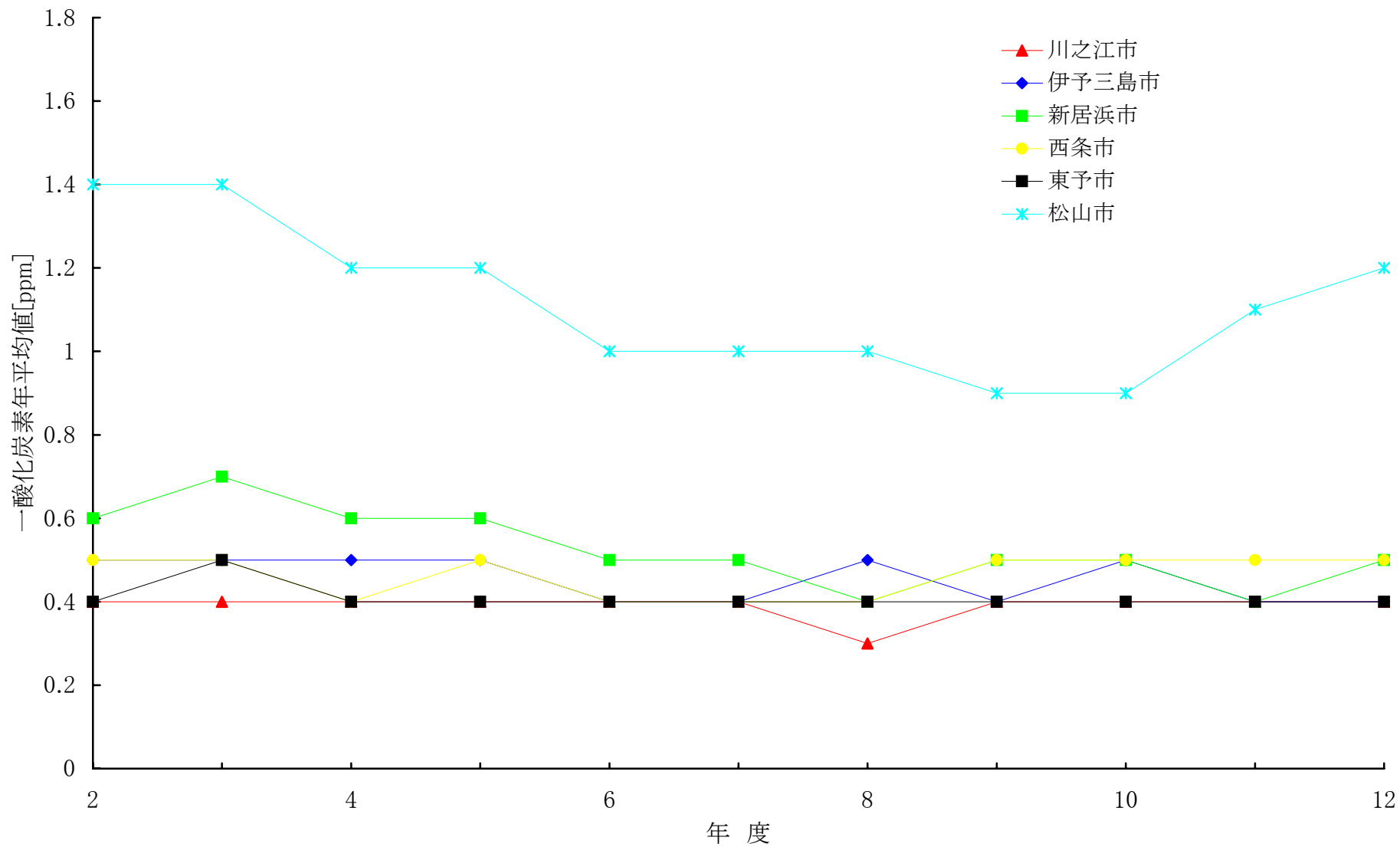
備考1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

2 「測定機種」の欄の高感度型とは、昭和52年12月1日改正によるJISに基づいた機種をいう。

資料 2 - 11 地域別二酸化硫黄濃度経年变化 (年平均値) [ppb]



資料 2 - 12 地域別一酸化炭素濃度経年変化（年平均値）[ppm]



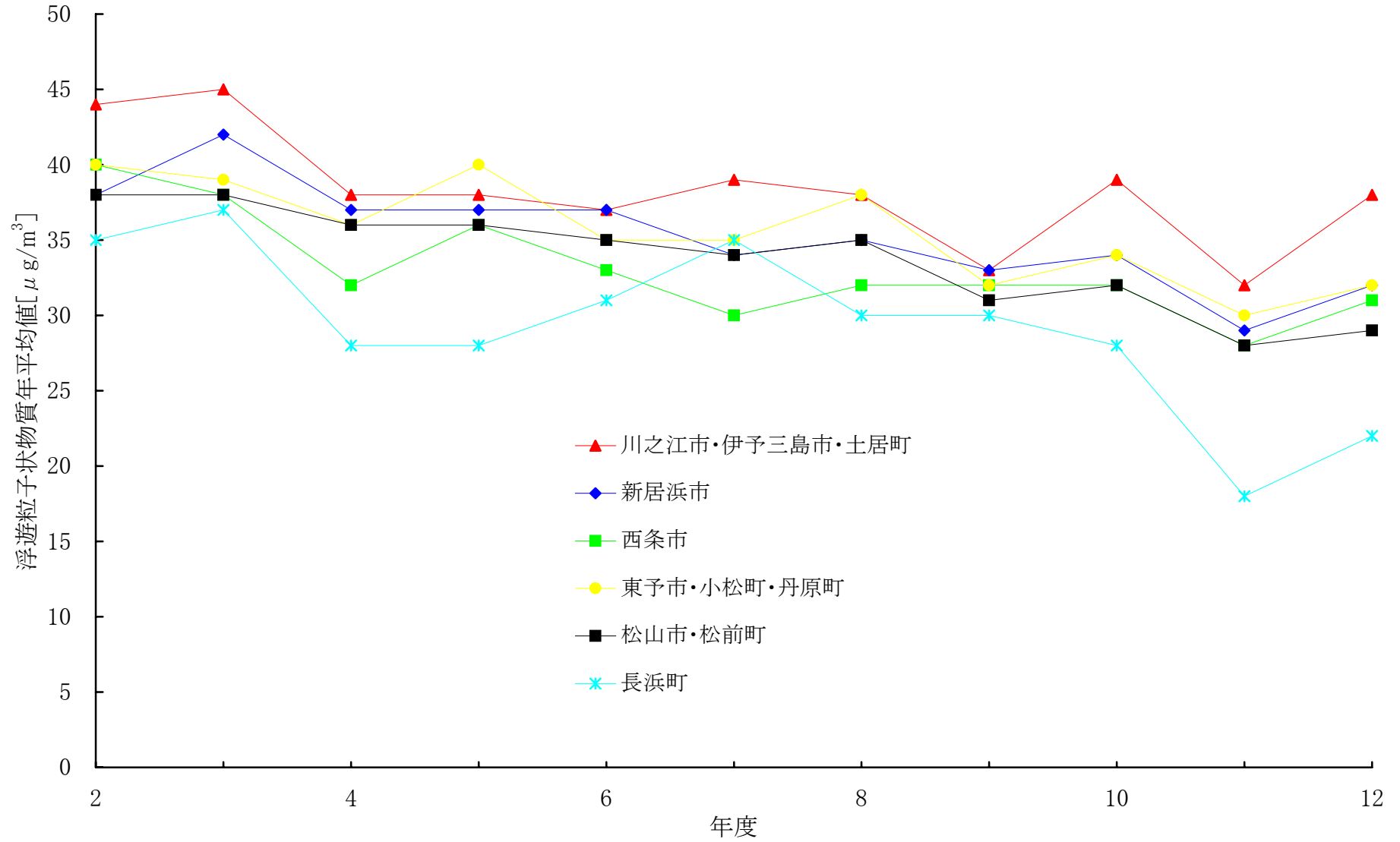
資料 2 - 13 浮遊粒子状物質測定結果

(平成12年度)

市町名	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	測定方法
						(時間)	(%)	(日)	(%)						
川之江市	吉祥院	商	365	8729	0.035	9	0.1	1	0.3	0.285	0.108	0.081	○	0	ベータ線吸収法
	金生	住	360	8643	0.041	3	0.0	3	0.8	0.246	0.119	0.090	○	0	ベータ線吸収法
	川之江	未	363	8709	0.044	4	0.0	9	2.5	0.277	0.140	0.107	×	3	ベータ線吸収法
伊予三島市	工業用水池	住	348	8411	0.027	3	0.0	1	0.3	0.212	0.123	0.071	○	0	ベータ線吸収法
	旧県事務所	住	365	8727	0.041	0	0.0	4	1.1	0.179	0.121	0.093	○	0	ベータ線吸収法
	寒川	未	346	8380	0.037	0	0.0	5	1.4	0.179	0.115	0.090	×	2	ベータ線吸収法
土居町	土居	未	362	8683	0.032	1	0.0	1	0.3	0.287	0.104	0.065	○	0	ベータ線吸収法
新居浜市	北小松原	住	365	8725	0.037	0	0.0	1	0.3	0.168	0.106	0.079	○	0	ベータ線吸収法
	金子	住	364	8721	0.023	0	0.0	0	0.0	0.199	0.068	0.054	○	0	ベータ線吸収法
	新居浜工高	住	365	8728	0.032	2	0.0	1	0.3	0.294	0.103	0.073	○	0	ベータ線吸収法
	若宮	住	364	8716	0.028	3	0.0	1	0.3	0.317	0.103	0.072	○	0	ベータ線吸収法
	中村	未	363	8708	0.038	2	0.0	2	0.6	0.279	0.103	0.082	○	0	ベータ線吸収法
	大生院	未	361	8666	0.032	1	0.0	0	0.0	0.348	0.091	0.071	○	0	ベータ線吸収法
西条市	飯岡	未	365	8729	0.034	0	0.0	0	0.0	0.199	0.099	0.079	○	0	ベータ線吸収法
	西条	住	362	8677	0.030	1	0.0	1	0.3	0.281	0.112	0.071	○	0	ベータ線吸収法
	神拝	住	363	8708	0.023	0	0.0	0	0.0	0.149	0.084	0.057	○	0	ベータ線吸収法
	禎瑞	未	365	8719	0.039	2	0.0	4	1.1	0.209	0.129	0.085	○	0	ベータ線吸収法
	氷見	住	365	8716	0.029	0	0.0	0	0.0	0.149	0.091	0.068	○	0	ベータ線吸収法
東予市	広江	未	365	8747	0.032	0	0.0	1	0.3	0.197	0.106	0.076	○	0	ベータ線吸収法
	東中学校	未	365	8750	0.034	0	0.0	5	1.4	0.197	0.113	0.092	×	5	ベータ線吸収法
	北保育所	未	363	8712	0.031	0	0.0	0	0.0	0.186	0.095	0.081	○	0	ベータ線吸収法
	東予	住	364	8749	0.040	1	0.0	3	0.8	0.210	0.118	0.091	○	0	ベータ線吸収法
小松町	小松中学校	住	365	8727	0.017	1	0.0	0	0.0	0.202	0.062	0.045	○	0	ベータ線吸収法
	石根	未	362	8685	0.033	0	0.0	2	0.6	0.169	0.108	0.074	○	0	ベータ線吸収法
丹原町	丹原	未	365	8728	0.034	6	0.1	4	1.1	0.348	0.112	0.076	×	2	ベータ線吸収法
	来見	未	361	8636	0.027	0	0.0	2	0.5	0.191	0.125	0.074	×	2	ベータ線吸収法
松山市	富久町	未	350	8491	0.037	0	0.0	0	0.0	0.175	0.087	0.073	○	0	ベータ線吸収法
	和気	未	293	7021	0.028	0	0.0	0	0.0	0.188	0.085	0.070	○	0	ベータ線吸収法
	味生	住	175	4184	0.016	0	0.0	0	0.0	0.103	0.062	0.049	○	0	ベータ線吸収法
	久米	商	346	8340	0.032	0	0.0	0	0.0	0.155	0.084	0.067	○	0	ベータ線吸収法
松前町	松前	未	353	8501	0.036	1	0.0	0	0.0	0.231	0.103	0.076	○	0	ベータ線吸収法
長浜町	大屋	未	349	8375	0.025	0	0.0	0	0.0	0.183	0.093	0.058	○	0	ベータ線吸収法
	港務所	未	361	8666	0.019	0	0.0	0	0.0	0.171	0.070	0.047	○	0	ベータ線吸収法

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 14 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化 (年平均値) [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]



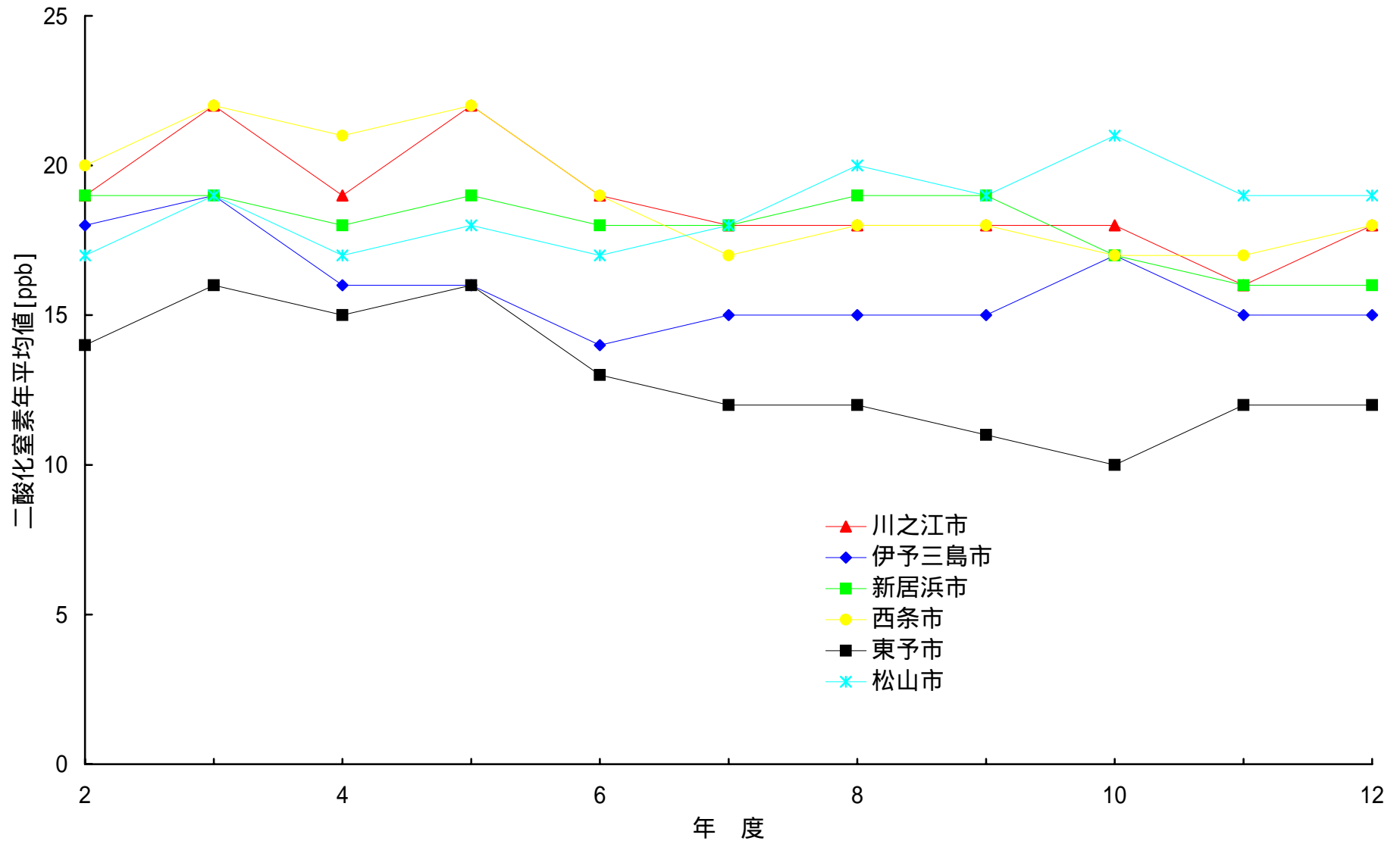
資料 2 - 15 窒素酸化物測定結果

(平成12年度)

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO _x)									
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値NO ₂ /NO _x
												(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)								
川之江市	川之江	未	364	8724	0.008	0.099	0.030	364	8724	0.018	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.039	0	364	8724	0.026	0.157	0.066	69.8
伊予三島市	旧県事務所	住	360	8661	0.008	0.116	0.028	360	8661	0.015	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0	360	8661	0.023	0.147	0.057	66.3
新居浜市	金子	住	365	8723	0.008	0.123	0.029	365	8723	0.021	0.101	0	0.0	1	0.0	0	0.0	13	3.6	0.044	0	365	8723	0.029	0.172	0.067	73.0
	中村	未	365	8730	0.012	0.146	0.035	365	8730	0.017	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	365	8730	0.029	0.179	0.062	59.2
	高津	未	362	8691	0.006	0.097	0.023	362	8691	0.012	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	362	8691	0.019	0.135	0.054	66.4
	泉川	住	357	8604	0.007	0.114	0.027	357	8604	0.014	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	357	8604	0.021	0.141	0.053	67.0
西条市	西条	住	363	8693	0.008	0.121	0.028	363	8693	0.018	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1.9	0.039	0	363	8693	0.027	0.176	0.065	69.1
東予市	東予	住	365	8733	0.005	0.058	0.018	365	8733	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	365	8733	0.017	0.106	0.046	70.7
松山市	富久町	未	351	8401	0.008	0.159	0.029	351	8401	0.018	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.036	0	351	8401	0.026	0.204	0.062	68.9
	和気	未	359	8580	0.011	0.192	0.043	359	8580	0.019	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	2.8	0.040	0	359	8580	0.030	0.281	0.078	62.8
	味生	住	361	8653	0.010	0.143	0.031	361	8653	0.021	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.037	0	361	8653	0.031	0.187	0.065	66.4
	久米	商	324	8163	0.014	0.190	0.040	324	8163	0.022	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0	324	8163	0.036	0.227	0.072	61.3

備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料 2 - 16 地域別二酸化窒素濃度経年变化 (年平均値) [ppb]

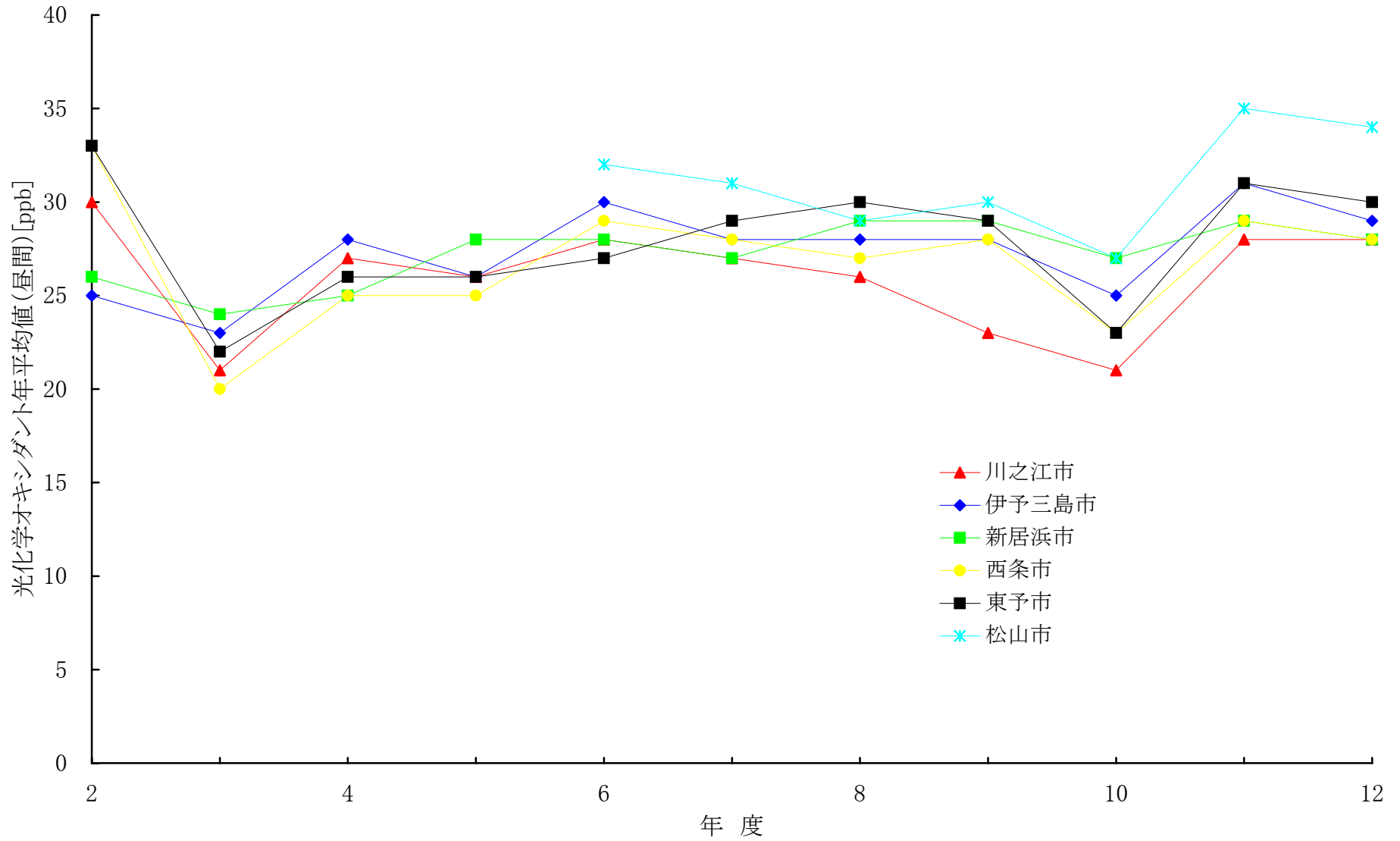


資料 2 - 17 光化学オキシダント測定結果

(平成12年度)

市 名	測 定 局	用途地域	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた日 数とその時間数		昼間の 1時間値の 平均値	昼間の日 最高1時間 値の年平 均値	昼間の1時 間値の年 平均値
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
川之江市	川之江	未	360	5280	88	286	0	0	0.113	0.048	0.028
伊予三島市	伊予三島	住	363	5358	84	360	0	0	0.103	0.046	0.029
新居浜市	金子	住	361	5360	78	328	0	0	0.105	0.044	0.028
	中村	未	363	5375	56	239	0	0	0.094	0.041	0.025
	高津	未	364	5415	105	501	0	0	0.113	0.052	0.032
	泉川	住	362	5383	82	364	0	0	0.101	0.045	0.028
西条市	西条	住	365	5413	64	268	0	0	0.104	0.044	0.028
東予市	東予	住	365	5392	71	326	0	0	0.099	0.046	0.030
松山市	富久町	未	362	5244	126	651	0	0	0.113	0.052	0.034
	久米	商	249	3602	96	503	1	1	0.128	0.053	0.033

資料2 - 18 地域別光化学オキシダント濃度経年変化（年平均値（昼間））[ppb]



資料 2 - 19 光化学スモッグ注意報の発令状況

年	月 日	発令地域	発令時間	オキシダント最高濃度 (ppm)
平成 2 年	6 . 7	東予市	15:00 ~ 20:00	0 . 1 3 7
		川之江市	16:00 ~ 19:00	0 . 1 3 1
	8 . 7	西条市	16:00 ~ 18:00	0 . 1 2 0
		東予市	17:00 ~ 18:00	0 . 1 2 8
	8 . 26	新居浜市	15:00 ~ 17:00	0 . 1 2 1
平成 5 年	8 . 31	新居浜市	16:00 ~ 19:00	0 . 1 4 1
平成 6 年	7 . 21	伊予三島市	17:00 ~ 18:00	0 . 1 2 0
		新居浜市	17:00 ~ 19:00	0 . 1 2 1
平成 9 年	6 . 13	新居浜市	16:00 ~ 17:00	0 . 1 2 7
	7 . 22	新居浜市	17:00 ~ 20:00	0 . 1 3 4
	7 . 23	新居浜市	17:00 ~ 20:00	0 . 1 2 8
平成10年	8 . 23	新居浜市	14:00 ~ 17:00	0 . 1 3 7
平成11年	6 . 6	伊予三島市	16:00 ~ 19:00	0 . 1 2 8

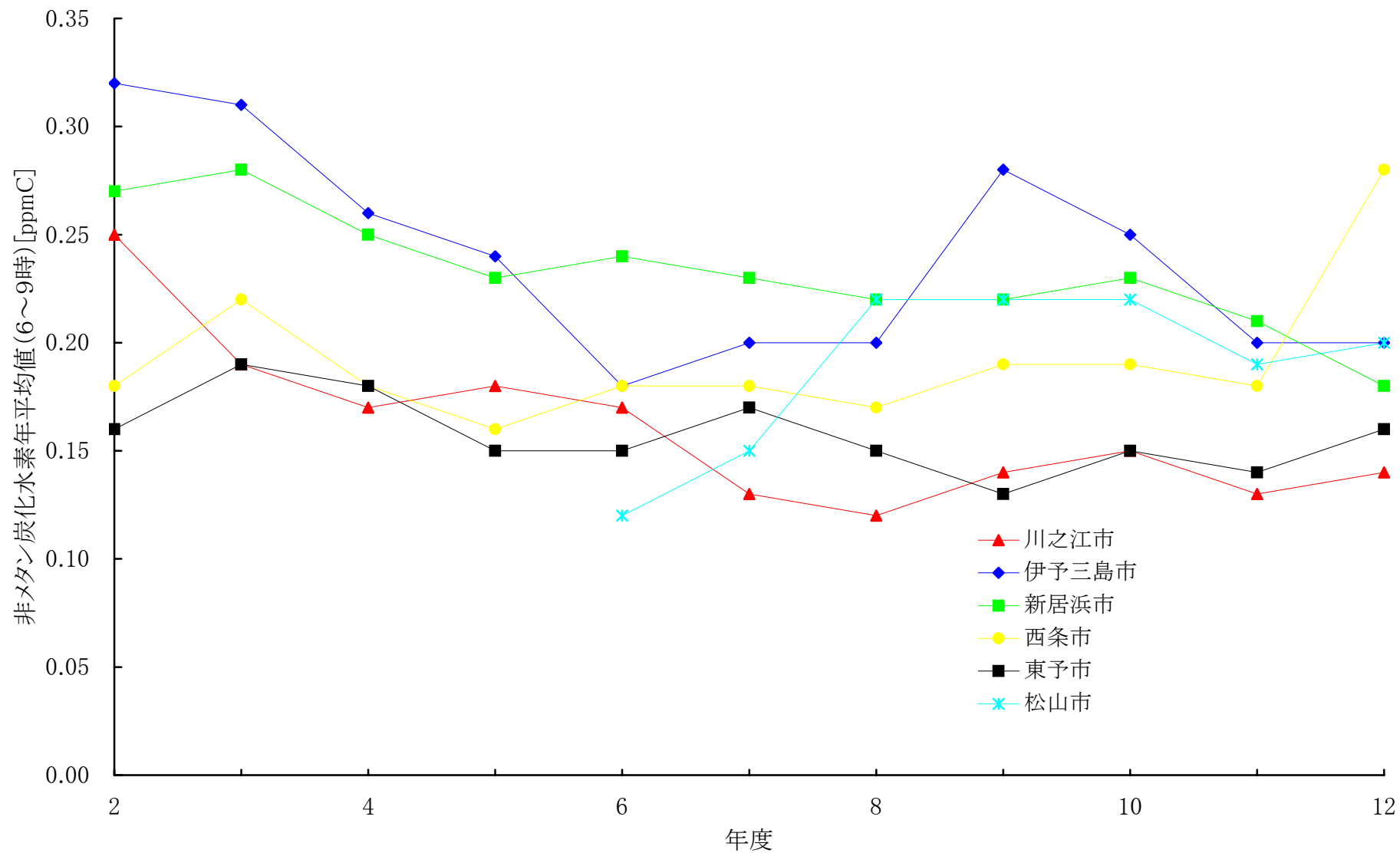
注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料 2 - 20 非メタン炭化水素測定結果

(平成12年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		6～9時3時間平均値 が0.20ppmCを超え た日数とその割合		6～9時3時間平均値 が0.31ppmCを超え た日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
							(ppmC)	(ppmC)				
川之江市	川之江	未	8667	0.14	0.13	364	0.41	0.04	30	8.2	3	0.8
伊予三島市	伊予三島	住	8570	0.20	0.25	351	1.05	0.01	202	57.5	87	24.8
新居浜市	金子	住	8527	0.23	0.25	360	0.69	0.07	203	56.4	74	20.6
	中村	未	8640	0.21	0.26	365	0.84	0.01	249	68.2	89	24.4
	高津	未	8024	0.15	0.18	337	0.44	0.03	119	35.3	17	5.0
	泉川	住	8261	0.14	0.16	346	0.42	0.00	82	23.7	13	3.8
西条市	西条	住	8406	0.28	0.28	352	0.60	0.01	297	84.4	114	32.4
東予市	東予	住	8557	0.16	0.17	360	0.41	0.05	97	26.9	6	1.7
松山市	富久町	未	6016	0.20	0.21	260	0.62	0.02	118	45.4	35	13.5
	久米	商	2721	0.23	0.24	116	0.98	0.09	65	5.6	17	14.7

資料 2 - 21 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化 (年平均値 (6 ~ 9時)) [ppmC]



資料 2 - 22 大気汚染防止のための規制の概要

		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基準	特別排出基準	基準設定方式	上乘せ	横だしすそのばし	総量規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K値	無	有	有	有
		総量規制(指定地域)						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有
	特定有害物質	未指定			無			無
特定物質		事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無
		排出等作業の基準			無			無
指定物質		全国一律	無	濃度	無			無

資料 2 - 23 大気汚染防止法による排出基準

○硫黄酸化物の排出基準

地域	川之江市 伊予三島市	新居浜市 西条市	東予市 小松町	今治市	松山市 松前町	その他
K値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市及び西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ばいじんの排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準(g/Nm ³)
ボイラー(重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの)	排ガス量が20万Nm ³ /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ /h以上20万Nm ³ /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上4万Nm ³ /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	0.30

○窒素酸化物の排出基準

施設の種類(ボイラー、加熱炉、乾燥炉等)、使用燃料の種類、施設の規模(排ガス量等の区分)ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準(ppm)
ボイラー(液体燃料を燃焼させるもの)	排ガス量が50万Nm ³ /h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上50万Nm ³ /h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料2 - 24 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質	許容限度(単位温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつきミリグラム)
		種 類	規 模		
1	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。)及び新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。)の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩素	20
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		
2	松山市(北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。)及び新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。)の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩化水素	50
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		

3	<p>新居浜市(種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。)、西条市(下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港新地、栄町、神拝甲、神拝乙、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙(1番地から123番地までの区域を除く。)、中西、安知生、州之内甲、州之内乙、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榑ノ木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙及び氷見丙に限る。)、東予市(河之内及び黒谷を除く。)、周桑郡小松町(新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。)及び周桑郡丹原町(願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。)の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p>	弗素、弗化水素及び弗化珪素	8.0
		<p>燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)</p>	<p>伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。</p>		
		<p>トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製煉の用に供する電気炉(弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)</p>	<p>電気容量が30キロアンペア以上であること。</p>		

備考

- この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格(以下「規格」という。)K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質(以下「物質」という。1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。
- 物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

資料2 - 25 ばい煙発生施設市町村別届出数 (1 / 2)

(平成12年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数															県公害防止条例 施設数							計										
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	19	24	27	29	30	小 計	事業 所数	1	2	3	5及び6	7	小 計	事業 所数	施設 数	事業 所数							
	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉			硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ボイラー	バルブ漂白蒸解施設					アルミ溶解炉	スレーブ用紡糸施設等	石油脱硫施設				
川之江市	127	12					2		1		5				2	2	8	8	145	22	68	11	4	5				9	4	154	22	72	11
伊予三島市	94	19					4		1		10				3	3	16	16	128	38	58	14	4	6				10	3	138	38	61	14
新宮村																	2	2	2	2	2	2						0		2	2	2	2
土居町	14										2				1	1	1	1	18	2	12	2	2				2	1	20	2	13	2	
別子山村																	0	0										0		0	0	0	0
新居浜市	103	7		5	11	12	12		1	4	12	26	5	3	6		3	1	1	35	35	239	43	68	26	10		10	5	249	43	73	26
西条市	92	7	1	1	4	15		1	2	1	4				1		5	5	32	25	158	38	49	20	13		1	14	7	172	38	56	20
東予市	61	6			5				2	1	1				1	1	11	11	83	18	33	7					4	4	1	87	18	34	7
小松町	18								2		2						1	1	23	1	11	1	4				4	2	27	1	13	1	
丹原町	9			10					2								4	4	25	4	17	2	4				4	2	29	4	19	2	
今治市	141	1								3	5				1	1	56	48	206	50	99	34	9		1		10	5	216	50	104	34	
朝倉村	3										1						4	0	4									0		4	0	4	0
玉川町	5								2								7	0	5				2					2	1	9	0	6	0
波方町	6				2						2						10	0	4				2					2	1	12	0	5	0
大西町	2			7					2		2						1	1	14	1	6	1	3				3	2	17	1	8	1	
菊間町	6					14	9				1					2	2	7	4	39	6	13	3				1	1	40	6	14	3	
吉海町																	3	3	3	3	3	3						0		3	3	3	3
宮窪町											3						3	0	2									0		3	0	2	0
伯方町	6							2	1		3						1	1	13	1	7	1					0		13	1	7	1	
魚島村																		0	0									0		0	0	0	0
弓削町	5										1				1		7	0	3									0		7	0	3	0
生名村	1										1						2	0	2									0		2	0	2	0
岩城村	2										1						3	0	2									0		3	0	2	0
上浦町	1								1								2		4	0	3							0		4	0	3	0
大三島町	2										1						1	1	4	1	3	1						0		4	1	3	1
関前村											1						1	0	1									0		1	0	1	0
松山市	428	12		2		15		2		7	30	4			15	15	86	85	589	112	324	82	95		8		2	105	47	694	112	371	82
北条市	28								1		3						7	7	39	7	22	5	2				2	1	41	7	23	5	
重信町	22								2	2	2				1	1	24	24	53	25	17	9						0		53	25	17	9
川内町	5								1		6				1	1	4	4	17	5	7	3						0		17	5	7	3
中島町	1										1						2	0	2									2	1	4	0	3	0
久万町	6										2						8	0	7				6					6	2	14	0	9	0
面河村																	0	0										0		0	0	0	0
美川村																	0	0										0		0	0	0	0
柳谷村															3	3			3	3	3	3						0		3	3	3	3
小田町	1										1						2	0	2				2					2	1	4	0	3	0

ばい煙発生施設市町村別届出数(2/2)

(平成12年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数														県公害防止条例 施設数							計															
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	19	24	27	29	30	小 計	事業 所数	1	2	3	5及び6	7	小 計	事業 所数	施設 数	事業 所数											
	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉			硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ボイラー	バルブ漂白蒸解施設					アルミ溶解炉	スレージョン紡糸施設等 アルファイパー	石油脱硫施設								
伊予市	35									2				5	5	18	18	60	23	26	13	3				3	1	63	23	27	13						
松前町	30	7	1	1		1			3	3	1					7	7	46	15	20	5	2				2	1	48	15	21	5						
砥部町	11									1	1					4	4	17	4	12	3	7				7	3	24	4	15	3						
広田村																0	0	0	0	0	0	2				2	1	2	0	1	0						
中山町	4															4	0	3								0		4	0	3	0						
双海町	2															2	0	1				2				2	1	4	0	2	0						
長浜町	11										1					12	0	7								0		12	0	7	0						
内子町	6								1		3					10	0	7				4			4	2	14	0	9	0							
五十崎町	7										2					9	0	6				2			2	1	11	0	7	0							
肱川町	13															13	0	6				2			2	1	15	0	7	0							
河辺村																0	0									0		0	0	0	0						
大洲市	60								6		6					12	12	84	12	48	10	23				23	8	107	12	56	10						
八幡浜市	21										2					1	1	13	8	37	9	19			4		4	2	41	9	21	0					
保内町	21										4						3	3	28	3	12					0		28	3	12	0						
伊方町	6	4														2	2	7	7	15	13	5		2		2	1	17	13	6	0						
瀬戸町	5										1						6	0	2							0		6	0	2	0						
三崎町											1						1	0	1							0		1	0	1	0						
三瓶町	13															6	6	19	6	6						0		19	6	6	0						
明浜町	9										2					11	0	7								0		11	0	7	0						
宇和町	23								6		2					1	1			32	1	16		2		2	1	34	1	17	0						
野村町	1								1		2					3	3	7	3	6		2			2	1	9	3	7	0							
城川町																0	0									0		0	0	0	0						
宇和島市	44								3	1	3					2	2	16	16	69	18	44	14	2		2	1	71	18	45	14						
吉田町	19										1					1	1	1	1	22	2	13	2			0		22	2	13	2						
三間町	12										1					13	0	6								0		13	0	6	0						
広見町	8										2					2	2			12	2	6	1	2		2	1	14	2	7	1						
松野町	3															3	0	2								0		3	0	2	0						
日吉村											1					1	0	1								0		1	0	1	0						
津島町	6										6					4	4	16	4	13	4					0		16	4	13	4						
内海村											1					1	0	1								0		1	0	1	0						
御荘町	6															6	0	4				2			2	1	8	0	5	0							
城辺町	10										2					1	1	13	1	7	1				0		13	1	7	1							
一本松町	6									1	1					8	0	5				9			9	2	17	0	7	0							
西海町																1	0	1								0		1	0	1	0						
合計	1581	75	2	2	5	27	41	42	15	6	45	31	166	9	3	7	1	3	51	50	397	371	2432	498	1172	283	236	11	10	4	3	264	116	2696	498	1288	283

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、ガスタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。

資料2 - 26 一般粉じん発生施設市町村別届出数(1/2)

(平成12年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数							県公害防止条例 施設数					計						
	鉱物土石 堆積場 1,000m ² 以上	ベルト コンベア		バケツト コンベア 容量0.03m ³ 以上	破碎機 磨砕機 75kW以上	ふるい 15kW以上	小 計	事業 所数	鉱物土石 堆積場 500m ² 以上 1,000m ² 未満	ベルト コンベア		皮はぎ、 碎木機、 帯のこ 7.5kW以上	のこくず 又はチップ 堆積場 500m ² 以上	小 計	事業 所数	施設 数	事業 所数		
		巾0.75m 以上	巾0.75m 以上							巾0.5m以上 0.75m未満	巾0.5m以上 0.75m未満								
川之江市	2					1	3	0	3	1	11	33	2	47	17	50	0	20	0
伊予三島市	1	1					2	0	2	1	10	28	4	43	12	45	0	14	0
新宮村		1					1	0	1		5			5	1	6	0	2	0
土居町	2	14			8	1	25	0	1		31			31	1	56	0	2	0
別子山村							0	0						0		0	0	0	0
新居浜市	19	3	87	8	4	10	133	11	10	1	171	52		223	22	356	11	32	1
西条市	5	2	20	14	2	1	30	17	5	1	3	36	43	82	18	112	17	19	1
東予市	2	1					3	0	2		2	11		13	2	16	0	3	0
小松町	1	26			4	11	42	0	2		1	24		25	5	67	0	5	0
丹原町	7	24		1	9	7	48	0	5		2	68		70	9	118	0	9	0
今治市	8	50			9	8	75	0	7		1	57	54	112	29	187	0	36	0
朝倉村							0	0						0		0	0	0	0
玉川町		4					4	0	1		3	5		8	4	12	0	5	0
波方町					1		1	0	1			2		2	2	3	0	3	0
大西町	1						1	0	1			5		5	2	6	0	3	0
菊間町							0	0						0		0	0	0	0
吉海町	6	12			3	4	25	0	5		6			6	2	31	0	7	0
宮窪町	6				1		7	0	7		3	1		4	4	11	0	11	0
伯方町	2						2	0	2			6		6	4	8	0	6	0
魚島村							0	0						0		0	0	0	0
弓削町	1						1	0	1		2			2	1	3	0	2	0
生名村							0	0						0		0	0	0	0
岩城村							0	0						0		0	0	0	0
上浦町							0	0				6		6	3	6	0	3	0
大三島町	1	28			10	7	46	0	3		1	36		37	5	83	0	8	0
関前村							0	0						0		0	0	0	0
松山市	24	2	13	3	9	2	51	2	33	1	12	64	16	92	38	143	2	71	1
北条市	1	2			1		4	0	3		1	24		25	6	29	0	9	0
重信町	15	92			34	27	168	0	5			146		146	5	314	0	10	0
川内町							0	0				1		1	1	1	0	1	0
中島町							0	0				16		16	2	16	0	2	0
久万町	5	15			10	5	35	0	3		2	28		30	5	65	0	8	0
面河村							0	0						0		0	0	0	0
美川村							0	0				1		1	1	1	0	1	0
柳谷村							0	0						0		0	0	0	0
小田町		1					1	0	1			2	1	3	3	4	0	4	0

一般粉じん発生施設市町村別届出数(2/2)

(平成12年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数							県公害防止条例 施設数					計								
	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	バケット コンベア	破碎機 磨砕機	ふるい	小 計	事業 所数	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 碎木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場	小 計	事業 所数	施設 数	事業 所数						
	1,000m ² 以上	巾0.75m 以上	容量0.03m ³ 以上	75kW以上	15kW以上			500m ² 以上 1,000m ² 未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m ² 以上										
伊予市	1	6			2	9	0	2	1	8			9	4	18	0	6	0			
松前町	5	6		1		12	0	6	1	21			22	5	34	0	11	0			
砥部町						0	0				1		1	1	1	0	1	0			
広田村	4					4	0	2		1			1	1	5	0	3	0			
中山町	2					2	0	2		2			2	1	4	0	3	0			
双海町		1	1			2	0	1		1			1	1	3	0	2	0			
長浜町	2	1		1		4	0	3	1	6	1	1	9	5	13	0	8	0			
内子町	3	6		3		12	0	4	2	8	3		13	6	25	0	10	0			
五十崎町	2	10		5	2	19	0	4		41			41	2	60	0	6	0			
肱川町						0	0			2			2	1	2	0	1	0			
河辺村						0	0						0		0	0	0	0			
大洲市	5	31		16	7	59	0	6	6	61	17		84	18	143	0	24	0			
八幡浜市						0	0			7			7	2	7	0	2	0			
保内町	1					1	0	1			2		2	2	3	0	3	0			
伊方町						0	0						0		0	0	0	0			
瀬戸町						0	0						0		0	0	0	0			
三崎町						0	0			2			2	1	2	0	1	0			
三瓶町	2	45		5	13	65	0	1		12			12	2	77	0	2	0			
明浜町						0	0						0		0	0	0	0			
宇和町						0	0			3	4		7	3	7	0	3	0			
野村町		2		7		9	0	3	1	11			12	3	21	0	3	0			
城川町	3	1		2	1	7	0	1	1	23	1		25	4	32	0	5	0			
宇和島市	14	25	1	6	3	49	0	14	3	21	10		34	9	83	0	23	0			
吉田町	1					1	0	1					0		1	0	1	0			
三間町		2				2	0	1	2	3	1		6	2	8	0	3	0			
広見町	1	4		2		7	0	2		19			19	4	26	0	6	0			
松野町	1	8		4	3	16	0	1		7			7	1	23	0	2	0			
日吉村						0	0						0		0	0	0	0			
津島町	2					2	0	1		9			9	3	11	0	4	0			
内海村						0	0						0		0	0	0	0			
御荘町						0	0			6			6	3	6	0	3	0			
城辺町						0	0						0		0	0	0	0			
一本松町	2	16		4	4	26	0	2	1	7			8	3	34	0	5	0			
西海町						0	0						0		0	0	0	0			
合計	160	755	22	12	1	167	122	1016	30	162	3	54	1054	266	8	1382	291	2398	30	437	3

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料 2 - 27 緊急時発令基準

区 分	汚 染 物 質 別 発 令 基 準					解 除 基 準
	硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	オキシダント	
前 日 報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなったと認められるときとする。
予 報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあると予測したとき	
注 意 報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値 0.15ppm	2.0mg/m ³ 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警 報	(A) 注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意法発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重 大 緊 急 報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m ³ 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫黄酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>					

資料 2 - 28 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫酸化物排出にかかる自主制限協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。 炭化水素揮発防止について協力要請。 	<ol style="list-style-type: none"> 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市町役場に連絡する。 ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。
警報	<ol style="list-style-type: none"> 別表第2の(A)の場合 協力対象工場（大口ばい煙排出者）に対して、通常排出量の50%削減勧告（法第23条第3項） 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請 その他については注意報時と同じ。 	同上	<ol style="list-style-type: none"> 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。 動植物に異常を認めたものは、地方局、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所又は市町役場に連絡する。 状況に応じて屋外燃焼を中止する。
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令（法第23条第4項、条例第26条） その他については注意報時と同じ。 	<ol style="list-style-type: none"> 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令（法第23条第4項、条例第26条） 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請（法第23条第4項） その他については注意報時と同じ。 	